

3 板子保第 217 号の 3

令和 3 年 6 月 24 日

保護者 様

板橋区子ども家庭部 保育サービス課長 佐藤 隆行
(公印省略)

登園自粛要請に伴う保育料の減額の実施について（6 月分）

平素から、板橋区の保育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

緊急事態宣言の発令に伴い、登園自粛を要請した期間中の令和 3 年 6 月分保育料の減額の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 6 月の減額対象期間（登園自粛要請期間）

令和 3 年 6 月 1 日（火）～令和 3 年 6 月 20 日（日）（日を除く）

2 減額対象者

0～2 歳児クラスの児童の中で、上記期間中に登園されなかった方

※板橋区民が対象となります。区外にお住まいの方の保育料の取扱いは、居住自治体にお問い合わせください。

※体調不良による欠席や元々のお休み予定だった日も減額の対象となります。

3 保育料の計算方法

減額後の保育料

$\text{＝月額保育料} \times (\text{※開所日数} - \text{減額対象期間中に登園しなかった日数}) \div 25 \text{ 日}$

※開所日数…6 月は 26 日となります。

○全ての日について登園した場合、減額の対象とはなりません。

○保護者同伴の行事（入園式等）のみの参加は、登園日にカウントしません。

○1 円未満切捨て。園と取り決めている登園日数に関わらず、一律上記の計算式を適用いたします。

○保育時間が短い場合でも、登園した場合は 1 日登園した扱いとなります。

4 減額の方法

各保育施設より登園状況を確認し、保育料を減額します。書類の提出等の手続きは必要ありません。

5 減額した保育料の通知

減額後の保育料の決定通知は、保育料が減額になる方にのみ通知いたします。

- 通知時期：8月中旬～8月下旬頃（予定のため、変更となる可能性があります。）
- 返還方法：8月以降の保育料に充当（充当できない場合は還付となります。）

6 月極め延長保育料（区立保育園）について

- 延長保育料の計算方法

減額後の延長保育料

＝月額保育料×（※開所日数－減額対象期間に延長保育を利用しなかった日）÷25日

※開所日数…6月は26日となります。

- 私立保育園・地域型保育施設の延長保育料については、各施設にご確認ください。

- こぶし保育園にて月額8,000円で利用している方は、「8,000円×（開所日数－減額対象期間に延長保育を利用しなかった日）÷25日」となります。

- 減額の流れ

各園から利用しなかった日数の報告を受け、延長保育料を決定します。減額後の延長保育料は、7月中にお知らせいたします。その後、保護者様にお支払いいただきます。

【お問い合わせ先】板橋区役所 保育サービス課入園相談係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 TEL3579-2452